

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気・ガス料金の措置について

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」といいます。）へ参加申請を行いました。本事業に参加することにより、当社は、電気料金及びガス料金について以下の内容の割引を行います。

参加事業者として採択されましたら、改めてご報告いたします。

1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」概要

2022年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。

詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)をご覧ください。

2. 適用対象

当社と低圧・高圧の電気需給契約またはガス需給契約を締結されているお客さま

※特別高圧のお客さまは対象外となります。

※ガスについて、年間契約使用量が1,000万m³以上のお客さまは対象外となります。

※当月のご使用量がない場合等、固定額の請求となる料金は割引されません。

3. 適用期間

割引の適用はご契約内容ごとに以下のとおりです。

① 電気（低圧）をご利用のお客さま

2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までのご利用料金に適用

② 電気（高圧）をご利用のお客さま

分散検針の場合：2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までのご利用料金に適用

1日検針の場合：2023年2月1日から2023年10月31日までのご利用料金に適用

※ただし、九州エリアの高圧（九州電力株式会社が小売電気事業者として供給する電気について、当社が取次事業者としてご契約するもの）のお客さまは、2023年1月1日から2023年9月

30日までのご利用料金に適用させていただきます。

③ ガスをご利用のお客さま

2023年1月の検針日の翌日から2023年10月の検針日までのご利用料金に適用

4. 料金割引概要

料金割引は、電気料金については燃料費等調整単価から、ガス料金については原料費調

整単価から、それぞれ以下の割引単価（税込）を差し引くことにより実施します。

なお、割引適用について、お客さまからのお申込みは不要です。

低圧 7.00 円/kWh

高圧 3.50 円/kWh

ガス

30 円/m³

※ただし、3. に定める適用期間の最終月の割引単価は以下のとおりとします。

低圧 3.50 円/kWh

高圧 1.80 円/kWh

ガス

15 円/m³

5. 国の事業内容に関するお問い合わせ先

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局（資源エネルギー庁）

お客さま向け窓口<フリーダイヤル>

0120-013-305